

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学事務組織規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>(研究支援課)            第 26 条 研究国際部研究支援課においては、次の事務をつかさどる。            (1)～(5) (略)            (6) 学術研究支援総合センターに関すること。  <u>(7) 放射線研究室に関すること。(他の課又は地区事務部の所掌に属する事務を除く。)</u>            (8) (略)            (9) (略)            (10) (略)            (11) (略)            (12) (略)            (13) (略)</p> <p>(府中地区事務部)            第 34 条 (略)            2 府中地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。            (1)～(4) (略)            (5) 放射線研究室に関すること。(他の課又は地区事務部の所掌に属する事務を除く。)            (6) (略)</p> <p>(小金井地区事務部)            第 35 条 (略)            2 小金井地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。            (1)～(5) (略)            (6) 放射線研究室に関すること。(他の課又は地区事務部の所掌に属する事務を除く。)            (7) (略)</p>	<p>(研究支援課)            第 26 条 研究国際部研究支援課においては、次の事務をつかさどる。            (1)～(5) (略)            (6) 学術研究支援総合センターに関すること。            (削る)            (7) (略)            (8) (略)            (9) (略)            (10) (略)            (11) (略)            (12) (略)</p> <p>(府中地区事務部)            第 34 条 (略)            2 府中地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。            (1)～(4) (略)            (5) 放射線研究室に関すること。(他の地区事務部の所掌に属する事務を除く。)            (6) (略)</p> <p>(小金井地区事務部)            第 35 条 (略)            2 小金井地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。            (1)～(5) (略)            (6) 放射線研究室に関すること。(他の地区事務部の所掌に属する事務を除く。)            (7) (略)</p>	

附 則 (24 規程第 41 号)

この規程は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。